

「屠沽ノ下類」考

細川行信

はじめに

初期眞宗教團の社會的基盤が、どのような階層にあつたかについて、故服部之總氏が、下人・新百姓といつた社會的に最下等である農民層に注意されてより、これをめぐつて種々の觀點から幾つかの論究が發表された。いま所説の結論をあげると、まず家永三郎博士は、悪人正機説が武士の宗教的要求と不可分の關係にあることから、武士層にその基盤をもとめ、更に赤松俊秀教授は、右の家永説を一步進めて、今迄あまり注意されなかつた商工業者に注目された^③。一方、笠原一男氏は先の家永説を批判すると共に、在家農民という言葉を用いて、その基盤が直接生産者であつたと主張された^④。

このようにして、諸説は蘭菊を競う様相を呈すること

となつたが、このうち、家永博士が傍證として用いられた金澤文庫本念佛往生傳は、證明の史料として適切でない事は前に指摘したことがある^⑤。ところで、赤松説の論據は、嘉元元年(三〇三、親)(嘉應四年)の専修念佛に關連して出された幕府の書下に「在家止住之土民」とある事から、これは武士を中心とする教團でないことは明らかであり、その土民は存覺一期記十四歳(嘉元元年)の條にある如く、數百貫の大金を抜いうる程の存在から、單なる農民ではなく商人と考へるのが適當ではないかとされ、この事から推して、親鸞聖人の弟子中、商業に關係した者が可成りいたと想定された。しかも、聖人が唯信鈔文意に「屠沽ノ下類」という釋文を用いられ、それを説明されるのに「沽」を「アキ人ナリ」と誌された事を資料として商人層の重要性を強調された。しかし、唯信鈔文意を何度か私に讀

み返してみると、どうも此のように割り切つて考へる事ができないため、以下その理解するところをまとめてみた。若し大方の批判・叱正を仰げれば幸に存じます。

① 親鸞ノートの「いはゆる護國思想について」

② 佛教史學第二卷第二號所收「金澤文庫本念佛往生伝の研究」

③ 眞宗研究第一輯所收「初期眞宗教團の社會的基盤について」

④ 親鸞と東國農民の「第七章 眞宗受容の社會的基盤」

⑤ 大谷學報第三五卷第二號所收拙稿「眞宗初期教團發祥の基盤」

一

「屠沽ノ下類」の典據は、既に阿彌陀經集註に引用される元照律師の阿彌陀經義疏の中に見える(その文の一節は、次にあげる教行信證の文。)。そして義疏よりの引文は、集註の裏書を参照すると、阿彌陀經の流通分に他方の淨利と世尊の慈悲を表わすうち、前者に屬し、而も「云能爲甚難希有之事、說此世間難信之法」とある中の世間難信の法を明かされたもので、隨つて經の「一切世間難信之法」の註釋である。ところで、教行信證によれば、信卷の菩提心を釋される中で、論註の文について同義疏より引かれる三文の

うち、その第二文に次の如く載せられてある。

又云念佛法門不簡ハス愚智豪賤ニ不ミ論セ久近善惡ヲ唯取レバ決誓猛信ヲ臨終惡相十念往生スレバ此乃具縛凡愚屠沽下類ト那超越成佛之法可謂ニ世間甚難信ト也

即ち、文中に「具縛凡愚屠沽下類」という言葉がみえるが、更に其の後は律宗用欽の釋文につづいて、阿彌陀經義疏の註釋書である聞持記が引かれてあるが、その中に「具縛凡愚ニ惑全屠沽下類ト那超越成佛之法可謂ニ世間甚難信ト也」

一切世間甚難信也ハ屠謂ハ宰殺ト沽即醞賣ハ如ニ此ニ惡人止トの文が載せられてある。而して、この聞持記は宋より渡來して間もなかつたにも拘らず、聖人が此の書を逸速く引用されたについては、その註釋に特別の關心をよせられていた事と推察される。

ところで、右の聞持記中の割註によれば「具縛凡愚」とは見惑と修惑を全有する存在、すなわち理・事に迷う煩惱に縛られた凡夫という事で、それは業縁に繋ガれたる我々凡愚を指し示すものである。これに對して、それに引續く「屠沽下類」の語には、屠を「宰ル殺ツ」・沽を「醞賣」と明かすように、魚・鳥や獸の肉を分ち割く漁夫・獵師や酒を造つて賣るような、卑しい生業をいとな

む人達を示すものである。

今、このことを暫く聖人の和讃の上に例を求めると、
 淨土和讃(觀經意)に大聖の攝化をば「凡愚底下ノツミヒ
 トラ」と讃じられ、その「凡愚」・「底下」の「ワレラ」
 (眞蹟初稿本の「底下」の左訓)をば、正像末和讃に「底下ノ凡愚トナレルミ
 ハ」(眞智書寫初稿本の「底下」の左訓)と「ホムナウノソコニシツメルホムフ」
 (愚の左訓)としての反省が述べられていて、「凡愚」・「底
 下」の語は即一・不二の關係にある事は明白である。し
 たがつて、このことから推考すれば、「具縛ノ凡愚」と
 「屠沽ノ下類」の兩語の關係も、當然に不離相即しなけ
 ればならない。即ち、「屠沽ノ下類」は「具縛ノ凡愚」
 に直結してこそ、その意義があるべきであらう。なお、
 六要鈔の指示に従えば、義疏の第二文は佛の自利・利他
 二難のうち利他の法難を説くもので、まことに凡愚・下
 類に至るまで利那に成佛する法なるが故に「一切世間難
 信之法」とある經文の眞意が身に沁みて味わい深く感受
 される。

二

「具縛ノ凡愚、屠沽ノ下類」の語は、衆知の通り唯信
 鈔文意に可成り詳しい説明がなされてあるが(光徳寺本には「具縛ノ凡愚」)

屠沽ノタクヒとあり、實は、同文意は題名の示す如く、聖人
 法要本も「凡愚」とする。が聖覺法印の唯信抄の文意を窺われたものであるから、
 該文が唯信抄のどの部分の解釋であるのかを見究めなく
 てはならない。

今、唯信鈔文意によると、その文は「但使廻心多念
 佛」を解説する中に記述されてあるが、この「但使廻心
 多念佛」は、唯信抄の前半に掲げられた三つの釋文(五
 會法事讚二文・法事讚一文)中の一つである。即ち、それは
 「彼佛因中立弘誓 聞名念我惣迎來 不簡貧窮將富貴
 不簡不智與高才 不簡多聞持淨戒 不簡破戒罪根深 但
 使廻心多念佛 能令瓦礫變成金」とある文中の一句であ
 る。而して右の文は、第十八願の意を顯わすもので、唯
 信抄には此の五會法事讚の引文に先立つて次の如く書か
 れている。

ツキニ、第十八ニ念佛往生ノ願ヲオコシテ、十念ノモ
 ノオモミチヒカムトノタマヘリ、マコトニツラノコ
 レヲオモフニ、コノ願ハナハタ弘深ナリ、名號ハワツ
 カニ三字ナレハ、盤特カトモカラナリトモタモチヤス
 ク、コレヲトナフルニ、行住座臥ヲエラハス時處諸緣
 ヲキラハス、在家出家、若男若女老少、善惡ノ人オモ
 ワカス、ナニ人カコレハモレム

之によれば、法印は本願の弘深なることを述べられたが、特に魯鈍の佛弟子として、人口に膾炙されている周利盤特をあげて、念佛勸進された事については、そこに當時、唱道家として響高い法印の巧な表現をうかがうるが、今一つ「悪機一人置此機往生謂道理なりけり」と知程習たるを、淨土宗善學云也、此宗惡人爲手本善人攝也（醍醐本然上人傳記所載）という法然上人の言行を傳えた資料に基けば、「ホトケノミテシナリ、クチノヒトナリ」（盤特の註）の代表者をあげられた事の中に、悪機一人の設定と、それを手本とされた事が察せられよう。かくして、右の如き端的な表現において、多くの有縁の人々に五會讚の文を正しく理解させようとされた意圖が知られる。ところで、五會讚の該文は、既に法然上人によつて高く掲げられていたもので、選擇集には本願章の中に引用されているのを始め、無量壽經釋・法然聖人御說法事・逆修說法・念佛大意などにも記載され、この外、醍醐本然上人傳記や法然上人行狀繪圖などの傳記類にも收められているが、このうち、法然聖人御說法事（上方指掌抄に收む）中には、法藏菩薩が餘行をすてて、念佛一行をもつて本願をたてられたについて勝と易の二義があり、その易行を述べられるに「南無阿彌陀佛トマフスコトハ、イカ

ナル愚癡ノモノモ、オサナキモ老タルモ、ヤスクマフサル、カユヘニ、平等ノ慈悲ノ御コ、ロヲモテ、ソノ行ヲタテタマヘリ……（中略）……コレニヨテ、法藏菩薩平等ノ慈悲ニモヨオサレテ、アマネク一切ヲ攝セムカタメニ、カノ諸行ヲモテハ往生ノ本願トセス、タタ稱名念佛ノ一行ヲモテソノ本願トシタマヘルナリ」として次に五會讚の文が引かれてある。更に法然上人傳記よりうかがうと、その「三心料簡事」の中に「一、一法攝萬機一事」の一條を設け、五會讚の文を抜んで、前に「第十八願云ニ十方衆生ニ無漏ニ十方ニ之衆生上、我願内込ニ十方ニ也」を、そして後に「此文我心身貧窮不造功德、下知不知法門一破戒雖犯罪障、便廻心多念佛思云々」との解説があるが、實はこの史料が源空聖人私日記に次いで古いものだけに特に注意を惹き、これによつて私案すれば、「具縛ノ凡愚 屠沽ノ下類」の語は「我身」の貧窮にして罪障なる存在を示すものに他ならぬであらう。

三

唯信抄においては、佛弟子中より盤特なる愚痴の人を選び、それが我等の手本として愚者の念佛往生を勧められ、念佛法門こそ「ナニ人カコレニモレン」とて、善惡

の機別なく全人の歸すべき往生の大道である事を明してあるが、これに對して、唯信鈔文意には「具縛ノ凡愚屠沽ノ下類」と彌陀經義疏の文が引かれ、聞持記の註に基いて更に次の如き解釋が施されてある。

具縛ハヨロツノ煩惱ニシハラレタルワレラナリ、煩ハミヲツツラハス、惱ハコ、ロヲナヤマストイフ、屠ハヨロツノイキタルモノヲコロシホフルモノナリ、コレハレウシトイフモノナリ、沽ハヨロツノモノヲウリカウモノナリ、コレハアキ人ナリ、コレヲ下類トイフナリ

更に、これにつづく「能令瓦礫變成金」の解釋中に
レウシ・アキ人サマノノモノハ、ミナイシ・カワラ・ツフテノコトクナルワレラナリ、如來ノ御チカヒヲフタコ、ロナク信樂スレハ、攝取ノヒカリノナカニオサメトラレマイラセテ、カナラス大涅槃ノサトリヲヒラカシメタマフハ、スナワチレウシ・アキ人ナトハ、イシ・カワラ・ツフテナムトヲ、ヨクココカネトナサシムムカコトシトタトヘタマヘルナリ(今は専修寺所藏の康元二年書寫眞蹟本によつたが、その前年建長八年本の光徳寺藏寫本による。と前掲二文は「カヤウノヒト」を狹んで續く。)

とあつて、具縛も屠沽も共に「ワレラ」自身のことであり、「イシ・カワラ・ツフテ」といつた瓦礫であつて

こそ、本願を信樂すれば「ヨクココトネナサシムム」なる譬喩を以つて、難信金剛の信心を明かさんとされるもので、その機の自覺において唯信抄の意を深めたものである事が知られる。

なお、右の一段の終りに「コノ文ハ慈悲三藏トマフス聖人ノ御釋ナリ、震且ニハ惠日三藏トマフスナリ」と結ばれてあるが、この事は教行信證の行巻にも五會讚を引用され乍ら、「依般舟三昧經 慈悲和尙」と慈悲三藏の釋文なる事を明かされたが、このような所にも聖人らしい嚴密さがうかがえる。そして、かかる事の影響であろうか、岡崎市の妙源寺所藏の光明本尊を初め、盛岡市の本誓寺・福島縣坂下の光照寺などの現存初期の光明本尊に、いずれも慈悲を加えている事も私に興味あることである。

四

聖人が初めて阿彌陀經義疏を見られたのは、吉水會下の時代であつたろうが、その後、聞持記に注意された事には、物事を深く掘り下げて求め考えられる、嚴密にして容易に妥協されない聖人の性格を窺知し得るのであるが、今、その中の「具縛ノ凡愚 屠沽ノ下類」に留意さ

れたのは、先にも推察した如く、ただ其の具體的表現を自己の外に求めるものであつてはならない。即ち聖人においては、師上人の教に全的の歸依をされつつ、同じ傳統の「ヨキ人」たる聖覺の唯信抄を通して、身證された自覺において把握されなくてはならないが、このことは既に、法然上人において「具縛の凡夫なりとも、本願をたのみて念佛せば往生うたがいあるべからざるむね上人しめし給ける」(行狀繪圖 第二六卷)と、たびたび「具縛の凡夫」の言葉を用いられたようであり、又、その常の仰せに「源空は智徳をもて人を化するを不足なり、法性寺の空阿彌陀佛は、愚癡なれども、念佛の大先達として、あまねく化導ひろし、我もし人身うけば、大愚癡の身となり、念佛勤行の人たらむとぞ仰られける」(繪圖 四八)とあり、また「聖道門の修行は、智慧をきはめて生死をはなれ、淨土門の修行は、愚痴にかへりて極樂にむまるべしとぞおほせられける」(繪圖 三)などの言葉に接する事ができるが、特に後者の仰せは源空聖人私日記(下本)・醍醐本法然上人傳記・法然上人傳法繪(下)等にも所載されているが、この聖道門に對する淨土門の立場を表明する言葉は、後に時と處とをかえて、曾遊の東關の地で門侶の中に「學生沙汰セサセタマヒサフラ」(末燈抄 第六通)いし折、老齡にして

頓に視力の衰えられた聖人が、したためられた書簡のなかに「故法然聖人ハ淨土宗ノ人ハ愚者ニナリテ往生スト候シコトヲ、タシカニウケタマハリシ候」(末燈抄 第六)の一節があり、その差出し年次の文應元年より計算すれば、この書簡は師上人の滅後四十八年目に當る。そして、恩師より相承のこの短い一節の中に、まさに千斤の重みが汲みとられよう。なお而して、その金言は、かつて若き日、耳の底に留められたものであろうが、更に人生經驗を重ねるに隨つて、その味わいを深められしものである。かくして、唯信鈔文意や一念多念文意の奥書に「ナカノヒトノノ文字ノコ、ロモシラス、アサマシキ愚癡キワマリナキユヘニ」と誌された附記も、田舎の愚痴極りなき人々を、ただ對者的にみることなしに、それは恰も、愚痴の空阿の在り方に對して、法然みずから自己の反省と願望を懷かれたと云う先掲の資料にも窺われる如く、或は又、聖人が常の御持言として「ワレハコレ賀古ノ教信沙彌コノ沙彌ノ禪禪林ノ水ノ定ナリ」(改邪抄)と云われたと傳えるように、いづれも、夫々が自らのあるべきようを表示された事において、一入意義深く感じられる。

自覺においてとらえらるべき「屠沽ノ下類」の表現を、聖人が歴史的事實の上で證明せんとされた資料として現存する文獻に、西本願寺襲藏の烏龍山師屠兒寶藏傳中の屠兒寶藏の傳記がある。その書寫されるどころ僅かに數行ではあるが、これが唐朝京師善導和尚類聚傳より、少康の傳と共に抄出された事は注目すべきことで、その書寫が東關行化中のことといわれる點などから、今その當時における聖人の御心情をうかがつてみよう。

即ち、聖人が東國へ移られたのは四十二歳の頃と認められるが、この東國行について覺如上人は、今は喪き法然上人が曾つて「守道綽遺誡」、専修專念任善導、古風として自行化他された傳統を繼いで、聖人また「爲弘西土之教文、遙跛東關之斗藪」と報恩講式に書いておられるが、この式文は覺師二十五歳(二二九四聖入 滅后三三年)の著と推定され、當時遺弟も可成り殘存していたと思われるから、恐らく聖人の素意を傳えたものであらう。而して之に隨えば聖人は師の没後遺誡(西方指南抄 中未所收)を守り、あまねく未知の人々に専修念佛の弘通を志されたものであらうが、實は此の遺誡の實行に際しては「ししんけう人しんなんちうてんきやうなむ」と、後に内室惠信尼公が禮讚の文を以つて、その當時の苦惱をしたためられた如く、聖人は

其の自信教人信の如何にも難信なる事を、ひしひしと身に感じられた事であらう。さればこそ偶々、類聚傳を見る機會を得られた際、一人に感激を以つて抜き書きされたものと考えられるものである。今このような思惟方法によつて類推するならば、後に筆硯の勞をとられた見聞集所收の涅槃經抄出にも、先の感激と同様なものが窺われなうであらうか。即ちそこには、涅槃經第十八卷(南本)より阿闍世の獲信が長々と引文されているが、この阿闍世の文と前の屠兒寶藏傳との間には、何か必然的な關係があるように私考するものであつて、若し此の事が認められるならば、後者において明らかな如く、難化・難治の機・病が「親鸞一人」の上にて感受される所に、宗教的信の立場が求められるから、今も、その同じ場に立つて寶藏の傳記を窺い、更には「屠沽ノ下類」の問題も考えられねばならないであらう。したがつて、この基底に立つ限りに於いて、念佛往生の教は、歎異抄に「ウミカワニアミヲヒキ、ツリヲシテ世ヲワタルモノモ、野ヤマニシ、ヲカリ、トリヲトリテ、イノチヲツクトモカラモ、アキナキヲシ、田畠ヲツクリテスクールヒトモ」(第一三章)と、いわゆる漁・獵・商・農を生業とする人達、今それを當時の在地權力をめぐつて、權力者と被抑壓者に大別す

る時、親鸞聖人御消息集の中に見られる如く、「念佛者」は「領家・地頭・名主」に對する「百姓」(廣本第 四通)の側にあつた事から、被抑壓者の階層において主として受容されたとは言い得ても、現存資料よりの究明からして、聖人滅後における門侶の門徒形成に際し、横曾根門徒の特異な動向についての、存覺一期記の記録を以つて推考する事は、若しそれが、全門侶の主體を論じるものであれば、到底無理の感を免れ得ない。すなわち、木針(武藏國小針カ)の智信が三百貫を贖出し、外に所々の門弟より數百貫を集めたのは、唯善および「唯善與同」(安名勝 記入)の一派によるものであり、特に横曾根門徒が地理的に鎌倉に近かつた事は、このころ鎌倉を中心にして急速に市場の開設が見られ、相模・武藏地方に商業資本の影響を想像しうるもので、聖人在世中「大番」(血脈文集四に 王番とあり)役で上京する幕府の家人があつたように、聖人滅後四十年頃に商業に従事する人達のいた事、この點を指摘された事は、それなりに注目すべきことであるが、ただ上述の如き史料の特異性に、より多くの注意を拂わねばならないであろう。

而して私も、若し社會的基盤なるものを何等かの資料をあげて推考するならば、聖人および其の直弟の時代(私に本願寺創立を下限とする)それを今、初期教團と稱するならば、この

時代の資料として先掲の歎異抄の文があげられる。更に門侶交名牒に載る門侶を國別に分け、その數の最も多い常陸、就中その奥郡に住む人達を以つて其の主體とすれば、税所文書の弘安(弘安は聖人滅後一六六二年)の太田文による常陸各郡の作田、その中における奥三郡の面積より推察すると、この地方に住する門侶の多くが農業に従事し、かつ自活の出来ない人達にあつては、或は漁・獵に又は商の中にも、その日の糧を需めねばなかつたのではなからうか。尤も、この事を證明するには、今日、直接文獻の上で皆無の状態ではあるが、かといつて、現存資料の關係から奥郡住の門侶の存在を輕視する事が若しありとするならば、それは決して正當な論議とは言えないであろう。そして、なお附言するならば、後に高田や鹿島・横曾根の有力門徒の下に隠れてしまつた、名もなき田舎の人々こそ初期眞宗教團の基礎層であつたと言えよう。

(六八頁下段より)

しかしこの事實を認め現代状況における人間の適確な認識をもつことは、吾々が如何様の問題を設定するにせよ常に前提として要求されることである。